平成２１年（フ）第３１９号
北海道留萌郡小平町字小平町31番地
債務者　梶浦　由則
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月30日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５７号
岐阜市城東通５丁目11番地
債務者　有限会社ウイズ
代表者取締役　浅井　香織
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５２２０号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ37―109号
債務者　義久　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００号
岐阜県海津市海津町宮地13番地、住民票上の住所愛知県弥富市子宝１丁目50番地
債務者　松永　輝代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
愛知県一宮市冨田字石宮94番地１　石宮宿舎３棟101号
債務者　髙山　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４５２号
鹿児島県いちき串木野市港町27番地
破産者　荒田水産有限会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第１３２号
山口市小郡下郷874番地の６
破産者　株式会社村重石油
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第９６５号
宮崎市船塚２丁目90番地
破産者　株式会社金市文具店
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１９３号
長野県佐久市協和7042番地
破産者　中野　達三
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第３８２１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字和合97番地
破産者　江口　友二
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３１３６号
兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目１番11号
破産者　森　　可宏
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３３９１号
札幌市白石区東札幌５条５丁目２番27号　酒井邸２階１号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸１条７丁目３番10―803号
破産者　鈴木紀代美
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２４６号
開始決定時の住所北海道留萌市住之江町４丁目12番地
破産者　坂井　　智
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２４７号
北海道留萌市旭町３丁目４番33号
破産者　坂井　　清
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７７号
福島県郡山市亀田２丁目26番19号　山一亀田ビル302号
破産者　齊藤　　覚
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第７１９号
川崎市高津区千年566番地４　ハイツいしがめⅢ―102
破産者　三保二三男
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第３９２号
岐阜県本巣郡北方町加茂376番地の１
破産者　溝口美津子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所